



7足監発第1719号
令和8年3月24日

足立区議会議長 ただ太郎様
足立区長 近藤 やよい 様

足立区監査委員 初谷 武志
同 寺口 正治
同 杉本 ゆう
同 吉田 こうじ

令和7年度 定期監査（工事）結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査（工事）の結果報告書を、同条第9項及び第10項並びに足立区監査基準第36条の規定により下記のとおり提出します。

記

令和7年度 定期監査（工事）結果報告書

1 監査対象工事及び監査実施日等

対象工事	技術調査実施日	委員監査実施日	対象課 (所管及び工事担当課)
五兵衛橋架け替え工事	令和8年 1月14日（水）	令和8年 2月9日（月）	都市建設部 道路公園整備室 道路整備課

2 監査範囲

主として令和7年度分の工事

3 監査実施方法

監査資料に基づき対象課から説明を聴取し質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員、受託事業者の立会いを求め現場実査を行った。

なお、専門的技術分野に関する事項については、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に技術調査を委託し、その調査報告を参考とした。

4 監査結果

指摘事項等は特になし。

5 監査委員意見

公益社団法人 大阪技術振興協会による技術調査報告における所見・提言、現場実査及び監査資料に基づく質疑等の結果を踏まえ、以下の点を業務の参考とされたい。

(1) 足立区長寿命化修繕計画について

足立区は令和3年10月に足立区橋梁長寿命化修繕計画（令和3年度～令和38年度）を策定し、効率的、効果的な橋梁の維持管理を実施してきた。この計画では、区が管理する主要な29橋について修繕対象が14橋、半数以上の15橋を更新（架け替え）対象としている。足立区のように住宅が多い状況下での工事は、用地、予算、時間的な制約等多くの課題を抱えており、本工事も首都高速道路下という制約の中での更新工事であった。

過去に日本国内で建設された多くの道路や鉄道構造物の維持管理の状況を見ると、耐震性能の変化に伴って補修・補強で対応してきている。また昨今、物価高騰や人手不足による入札不調が多く、加えて少子高齢化・人口減少の状況下にもあり、インフラの更新・維持管理は今後ますます困難化すると予想される。これらを踏まえれば、半数以上の橋を更新するという以前の計画に捉われることなく、補修・補強も視野に入れ再検討すべきとも考えられる。

(2) 公契約条例適用工事における賃金支払状況等の確認について

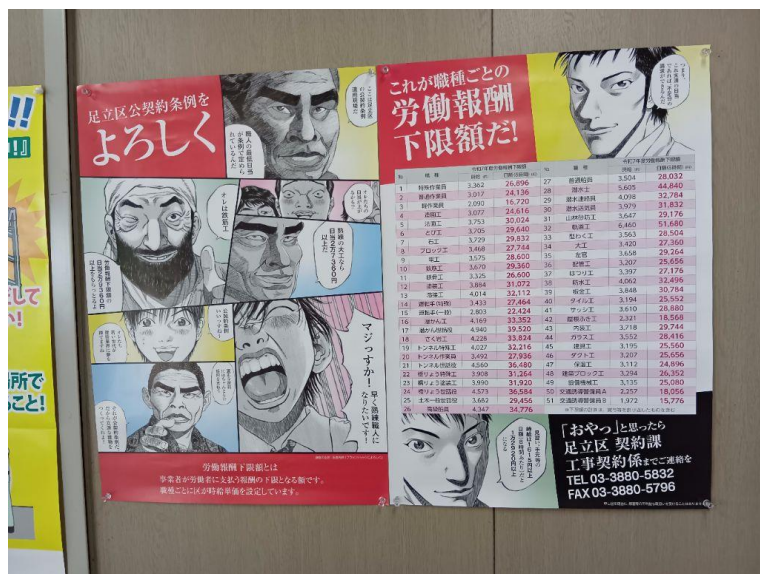
足立区公契約条例（以下「条例」という。）は、平成26年4月1日に施行された。その後、労働者、事業者等の意見や他自治体の状況、公契約等審議会における事業者の経営への影響や区の財政負担等を考慮したうえで、適用範囲を広げていくべきとの審議結果を踏まえ、令和7年4月1日に事業者の負担軽減や、労働者への周知強化、適用範囲を拡大した改正条例が施行されている。

条例による義務付け内容は、主に、受注者及び受注関係者には公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならないこと、各労働者等に適用される労働報酬下限額、労働者等が業務に従事した時間等を記録・保存し、労働者等の賃金等の労働条件が法令等に適合し、適正なものであることを報告しなければならないこと、労働報酬下限額、賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合等の申出先を作業場の見やすい場所に掲示等して労働者等に周知しなければならないこと、公契約に係る業務の契約においてこの条例の規定を遵守する旨を

定めること、である。

これらについて、条例上の義務の遵守状況を各種書類の確認や現場臨場により監査した。まず、契約書については「足立区公契約条例に係る特約条項」が契約書の一部となっており遵守されていた。次に、周知については、委員監査実施日である令和8年2月9日に下記の写真（※参照）のとおり、工事事務所のわかりやすい場所に掲示されており、条例に定める周知が行われていた。また、賃金支払い及び報告について、「足立区公契約条例報告書」を確認したところ、工事関係者各人の職種と労働報酬下限額及び労働報酬下限額以上の賃金が支払われていることを確認した旨の記載があり、こちらも結果として特に問題なかった。総じて、公契約条例の規定に則った取扱いがなされており、特段の問題はなかった。

（※）五兵衛橋架け替え工事現場事務所内休憩スペース



しかしながら、条例の規定のもっとも重要な部分である賃金支払状況等の確認の仕方については、やや悩ましい課題があり、今後の他自治体における状況も参考にしつつ検討が必要と思われる。

本件監査においては令和6年度当時、提出が義務付けられていた「足立区公契約条例適用工事労務台帳」に記載されていた一人別の①労働者等の氏名、②職種、③最低賃金、④労働時間、⑤下限総額及び、⑥労働報酬下限額を超えて支払われたかのチェック欄を確認した。しかし、⑥には実際に支払った金額が記載されているわけではなく、「労働報酬下限額以上の支払いを確認した」旨のチェックだけであったので、実際の支払額まで確認できるものではなかった。また、令和7年度分からは、適用範囲を広げる一方で、事業者の事務負担を軽減するため一人別の労務台帳を廃止して全体として確認・チェックを行う報告に簡素化したが、一層各人別の支払額が把握しづらいものとなっている。

ただし、これら課題はあるものの、実際の支払額を確認するためには、受注者及び受注関係者の相当の事務負担を伴って、各人別に、該当の公契約に伴って支払われた部分を確定^{ふくそ}しううえでその分の賃金を計算しなければならないとともに、受注関係が^{ふくそ}輻輳すれば民間同士の取引関係に公契約条例上の義務を累次追い求めていくこととなり、監査委員監査においてすら、そこまでの多大な事務負担を負わせてまで確認することははばかられた。令和7年度から報告が簡素化されたことも、複雑で分量の多い一人別の労務台帳の内容からすればやむを得ないものとして理解でき、労働者等から労働報酬下限額を下回るなどの申し出に応じてしっかりと調査することは当然だが、平時から過度な負担義務付けを行うと受注が敬遠されるなど区事業への想定外の悪影響にも配慮すべきと考えられる。

公契約条例は、公正、公平な入札・契約制度を確立し、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、もって地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的としており、理念としては高く評価できるが、その実効性、特に労働報酬下限額以上の賃金支払いを含む公契約履行状況を、受注者及び受注関係者にどの程度の作業負担をお願いしながら、どの程度まで確認するのか、他自治体の状況を踏まえつつ、受注者等の実務にかかる意見も聞きながら、公契約等審議会において、今後の適用の在り方を審議いただくとともに、区としても慎重に判断していく必要があると思われる。

以 上